

公立大学法人青森県立保健大学の

第一期中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討について

青森県

はじめに

公立大学法人青森県立保健大学(以下「保健大学」という。)の第一期中期目標期間(平成20年4月1日から平成25年3月31日)の終了に当たり、設立団体である青森県が、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第31条に基づき、保健大学の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行った。

— 地方独立行政法人法(抜粋) —

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第1 保健大学の業務を継続させる必要性及び組織の在り方の検討

1 保健大学が実施する業務の必要性

(1) 保健大学の業務内容

保健大学は、平成20年4月1日に、青森県の組織であった「青森県立保健大学」の組織・業務を引き継ぐ「移行型一般地方独立行政法人」として設立された。

保健大学の設立目的は、定款において、「大学を設置し、及び管理することにより、保健、医療及び福祉の教育研究拠点として、専門的な学術を教授研究し、人間性豊かでグローバル化と地域特性に対応できる能力を兼ね備え、保健、医療及び福祉の中核的役割を果たすことのできる人材の育成を図るとともに、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって地域社会における人々の健康と生活の質の向上に寄与すること」としている。

また、業務の内容について定款は、次のとおりとしている。

- ・保健大学を設置し、これを運営すること。
- ・学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- ・法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- ・地域の生涯学習の充実に資する公開講座の開設等学生以外の者に対する多様な学習機会を提供すること。
- ・保健大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会に貢献すること。
- ・前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 青森県の現状と大学及び大学院の役割、必要性

青森県は、全国との比較で、がん、循環器疾患等の生活習慣病による死亡率の高さや短い平均寿命、また医療資源の偏在や医師の不足等の課題を抱えており、平成25年3月に策定された青森県健康増進計画「健康あおもり21(第2次)」

では、10年後の目指す姿を「全国との健康格差が縮小され、子どもから大人まで、全ての県民が希望と生きがいを持ち、健康で幸せに暮らす社会」と定めている。具体的には、県民の健康教養（ヘルスリテラシー）の向上、ライフステージに応じた生活習慣等の改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、県民の健康を支え、守るための社会環境の整備、の4つを基本的方向とし、早世の減少と健康寿命の延伸により全国との健康格差の縮小をめざすこととしている。

一方、保健大学では、教育理念にふさわしい学生を受け入れること、より質の高い学術を教授研究できる体制を整えること、人間性豊かでグローバル化と地域特性に対応できる能力を兼ね備えた保健、医療及び福祉の人材を育成すること、保健、医療及び福祉の教育拠点として培った人的資源や教育成果を広く還元しつつ、産官学の連携した取組による地域貢献活動を展開すること、を使命としている。また、保健医療福祉のニーズを総合的に捉え、継続的かつ包括的に提供できるケアマネジメント能力を養い、地域社会の人々の健康、福祉の向上に貢献できる看護師、保健師、助産師、理学療法士及び社会福祉士、管理栄養士の育成を大きな役割として位置付けている。

本県では、青森県基本計画「未来への挑戦」において、県民の命と暮らしを守るための政策・施策としてがんの克服をはじめとした健康寿命アップの推進、健康を支える地域医療サービスの充実、子どもを産み育てやすい環境づくり、誰もが安心して暮らせる環境づくり、等を推進することを掲げ、取組を進めている。保健大学には、保健、医療及び福祉を担う人材を育成、輩出し、本県の諸課題を見据えた教育研究に取り組み、地域貢献活動に寄与することが求められており、その業務の必要性は高いと言える。

本県の平均寿命は、国が公表した平成22年都道府県別生命表によると、男女ともこれまで同様着実に延びているものの、都道府県別順位では男女ともに依然として全国最下位であり、平均寿命の延伸は、県政の重要な政策課題の一つであることを踏まえると、保健大学の役割は今後も変わるものではなく、引き続き人材の養成に努めるとともに、本県健康福祉政策に係る課題解決に寄与していくことが重要である。

2 法人組織の在り方

県は、青森県行政改革大綱（平成16年12月）に基づき、教育研究の高度化、大学運営の活性化等を図るとともに、より自律的かつ弾力的な運営を図るため、平成20年4月1日に県立保健大学を公立大学法人化し、公立大学法人青森県立保健大学を設立した。

法人化に当たり、理事長は学長を兼ねることとし、理事長は経営及び教育研究の両面において、法人を統括するとともに、経営に関する重要事項を審議する機関として経営審議会を、教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究審議会を設置し、より自律的な大学運営を行い、時代の変化や学生のニーズなどに迅速で柔軟な対応ができるよう、取り組んでいる。

また、事務組織については、教員組織との連携を強化するため、事務局長が一元的に管理する体制から、教員を含む理事がそれぞれの所管部門を管理する体制に改組した。

さらに、健康科学教育センター及び健康科学研究センターは、社会的ニーズを踏まえ、研究と地域貢献の推進の強化を目的に、それぞれ「地域連携・国際センター」と「研究推進・知的財産センター」に改組し、センター長をそれぞれ配置して運営している。

人事面においても、法人化のメリットを活かし、教員については、公募制、任期制、裁量労働制及び人事評価制度を導入し、事務職員については、プロパー職員の採用、人事評価及び結果の給与への反映などの弾力的な人事制度を進め、教育研究の活性化や適切な事務組織の確保を図ってきた。

財政面においても、管理運営業務の一括委託及び複数年委託、物品の一括発注など、法人化のメリットを活かした効率的な財務運営が進められている。

こうした取組は、公立大学法人化のメリットを活かした法人の自律的な運営によるものであり、法人化したことによる効果は高いと言える。

以上のとおり、保健大学は、本県の目指す「命と暮らしを守る」社会の実現に向け、人材育成及び地域貢献活動において重要な存在意義を有しており、今後も業務を継続する必要がある、また、公立大学法人としての保健大学の組織体制は今後も継続する必要がある。

第2 保健大学の第一期中期目標期間における業務全般にわたる検討

詳細は、別添「第一期中期目標期間の実績及び県の評価」のとおりであるが、その概要は以下のとおりである。

1 業務執行の検討（大学の教育研究等の質の向上）

（1）教育

ア 学生の育成

学士課程においては、リベラルアーツ教育を重視し、保健・医療・福祉・栄養の各学科の連携について基礎的理解を得られるよう、4学科連携共通科目を実施した。また、ボランティア養成講座やボランティア活動を単位認定項目とし、地域ニーズに応える学生ボランティア活動を促進した。

大学院課程においては、少人数構成によるきめ細やかな教育研究指導、Web-ラーニングシステムの導入や学内院生発表会の開催曜日の工夫等に取り組み、成果も見られるものの、社会人学生が多数を占めていることもあり、院生の実践的研究能力の育成や研究発表の面で進捗状況に遅れが見られる。

イ 教育内容等

教育プログラムにおいては、第3次カリキュラムの点検結果を踏まえ、第4

次カリキュラム（社会福祉学科のみ第5次カリキュラム）を実施した。

また、教育の質の向上及び成績評価の公平等を図るため、成績評価基準としてGPA制度を導入するとともに、学生の学習知識等の到達度を評価する新たな到達度評価方法を実施した。

さらに、本格的に病院等における実習が始まる前の1年生を対象に、共同生活を通したコミュニケーション能力の養成を図る導入時教育プログラムを実施するため学生寮を整備した。

ウ 教育の実施体制

学生による授業評価、ピア評価、教育業績評価、FD研修による教員個々の教育力の向上を目指した取組や授業分担量の見直しによる教育に専念しやすい環境を整備した。

また、図書館の文献検索については、新入生に加え、専攻や学年に応じたガイダンスが実施され、充実した取組が行われた。大学院においては、サテライトシステムに代え、Web-ラーニングシステムの試験運用を行い、学生の学習環境の向上に取り組んだ。

エ 学生の受入れ

入学試験においては、高い入学試験倍率と低い辞退率を維持しており、選抜方法の分析や見直し、継続した学生募集活動や高大連携の取組を実施した。大学院課程においては、長期在学コースや単位取得退学者の修了制度を導入する取組が行われた。

なお、大学院博士前期課程については、十分な学生数が確保されていないため、収容定員の充足率の向上や社会情勢及び入学希望者の状況を踏まえた適正な規模に係る検討に取り組むことが求められる。

オ 学生への支援

学生が学業に専念し、安心して学生生活を送ることができるよう、教員やカウンセラーによる相談体制を整備している。

また、就職相談窓口を学生の利便性の高い場所に移動したほか、就職相談実績は、内定届提出者に加え、一般相談対応についても把握することに改め、学生のニーズを踏まえつつ、今後の就職相談機能の強化に活用することとした。

加えて、就職説明会の開催等就職に対する支援、国家試験対策などを行い、高い国家試験合格率及び就職率を維持しており、質の高い成果が認められるものの、県内就職率向上の面で進捗状況に若干の遅れが見られる。今後は、就職支援体制の強化を図ることが求められる。

(2) 研究

ア 研究内容

学科横断的・学際的プロジェクト研究として、自殺予防プロジェクト、下北プロジェクト等への取組など、県が抱える重点課題に積極的に取り組み、研究成果を地域社会に還元している。今後は、保健、医療及び福祉分野の研究成果が、本県が抱える様々な課題の解決に結びつくよう、より一層の推進が求めら

れる。

イ 研究水準及び研究成果

知的財産アドバイザーを活用して学内の技術シーズを発掘し、研究シーズ集を作成するなどの取組が行われ、成果が上げられており、成果主義に基づく研究費の傾斜配分も実施されている。

ウ 研究実施体制等の整備

研究資金獲得に向けた研究マニュアルを作成、周知し、説明会等を定期的に行ったほか、個人研究費に占める成果配分の割合を高め、研究費の重点配分に取り組んだ。

(3) 地域貢献

ア 地域連携の強化

保健医療福祉の専門職者に対し、認定看護師教育課程及び看護管理者教育課程等のキャリアアップ教育を実施し、本県の医療水準の向上や県民の健康増進につながる地域貢献活動を推進した。

また、東日本大震災の被災者に対する継続的なボランティアの実施や「学生ボランティア支援体制に関する報告並びに提言書」の作成など、学生を含めた大学の専門性を活かした活動を実施した。

イ 情報提供

地域住民のニーズを取り入れた公開講座を検討・開催するとともに、ホームページ等で研究成果等を情報発信した。

ウ 国際交流

JICAとの意見交換会や国際交流に関連した公開講座を継続して実施した。また、海外教育機関等の国際交流の推進に関しては、順調に交流の拡大を進めてきた。平成23年度は東日本大震災による余震等が懸念されたことから、交流が一時的に中断されたものの、その間も連携教育機関の訪問を行ったほか、新たな連携教育機関との交流に向けて協議を行ったことにより交流は改善傾向にある。

エ 人材供給

県内就職を促進するため、合同就職説明会を実施するとともに、早期の求人活動開始の要請を行うなど、積極的な取組を行い、成果も見られるものの、県内就職率向上の面で進捗状況に若干の遅れが見られる。

2 業務運営の検討

(1) 業務運営の改善及び効率化

ア 運営体制の改善

毎年度作成した年度計画を実施し、進捗管理を行うことで着実に業務を遂行したほか、年度計画と中期計画の整合性が図られていない点については、中期計画達成に向けた進捗状況がより明確となるよう見直し、計画の変更を行った。監査については、内部監査及び中間監査を実施しているが、このうち中間監査

に係る財務会計に関する監査は、職員が事務に習熟してきたことを踏まえ、平成22年度以降実施しないこととしたため、関係規程等を整備し、適正な業務運営を確保した。

イ 教育研究組織の見直し

健康科学教育センター及び健康科学研究センターは、社会的ニーズを踏まえ、研究と地域貢献の推進の強化を目的に、それぞれ「地域連携・国際センター」と「研究推進・知的財産センター」に改組し、センター長をそれぞれ配置して運営した（再掲）。

継続的な地域ニーズの調査を行ったほか、「戦略的大学連携支援事業」として、「大学コンソーシアム青森」による単位互換制度や公開講座等を実施し、他大学との連携体制を構築した。

ウ 人事の適正化

教員の公募制、任期制及び裁量労働制並びに教職員の人事評価制度を導入し、優秀な教職員の確保に努めた。また、研修制度等の導入により、職員の資質向上に取り組んだ。なお、人事評価結果の活用として、事務職員については給与へ反映したものの、教員については、学科間における評価結果の分布に違いが生じるなど、客観的な評価は困難と判断し、給与への反映は行わず、個人研究費に学長賞枠を設け、受賞者に追加配分することとした。事務職員に対しては、人材育成プログラムに基づき研修を実施したほか、教職員の定数管理基本方針等を定め、計画的に実施した。

エ 事務等の効率化・合理化

事務の集約化及び効果的な外部委託を進めるとともに、事務職員年度別採用計画等に基づき、プロパー職員の計画的な配置及び育成を行った。

オ 広報活動の推進

広報計画を策定し、それに基づき、記者発表やホームページ等を活用した情報発信を行った。

(2) 財務内容の改善

ア 外部研究資金その他自己収入の増加

再試験料等の一部の学生に要する経費を学生負担金として徴収する制度を導入した。研究関連収入については、学内研究費配分システムの構築等の取組により、公募型外部資金の申請件数や科学研究費補助金の獲得件数が増加した。また、大学施設を地域に開放し、収入の確保を行った。

イ 経費の抑制

経営改善に関する基本方針を定め、コスト削減についての意識改革を図り、効果的な外部委託や管理体制の合理化、適切な職員数管理を進め、経費を抑制した。

ウ 資産の運用管理の改善

施設設備改修計画に基づき計画的な維持修繕を行うとともに、資産の共同利用及び地域開放のための規程を整備し、資産稼働率の向上を図った。

(3) 自己点検及び評価並びに情報提供

ア 評価の充実

事業年度計画に係る自己点検、評価結果の検証及び改善に加えて、大学基準協会による大学認証評価を受け、「適合」と評価された。

イ 評価結果の活用

事業年度計画に係る自己点検、評価結果、大学認証評価の結果を活用し、是正・改善の必要な事項について、検討、実施した。また、青森県地方独立行政法人評価委員会から指摘を受けた項目については、進め方の見直しを行い、中期目標・中期計画の達成に向けて取組を加速することとしている。

ウ 情報の提供

教員評価結果及び学生による授業評価結果を学内ネットワークに掲載したほか、業務実績報告書、業務実績評価書及び大学認証評価の結果について、大学ホームページに掲載し、公表した。

(4) その他業務運営

ア 施設設備の整備・活用等

施設設備の長期的利用を図るため、点検及び修繕を行うとともに、省エネタイプの施設のあり方の検討を行ったほか、施設の活用等に学生の意見を積極的に取り入れる仕組みを導入し、運用した。

イ 安全管理

危機管理において様々な事象を想定し、対応策を策定し、研修会を開催した。

ウ 人権啓発

必要な委員会を設置し、活用するとともに、研修会を開催した。

エ 法令遵守

必要な規程を整備し、研修会を開催した。

以上のとおり、第一期における業務執行については、一部に遅れが見られるものの、中期目標に掲げた教育・研究・地域貢献に関する取組が着実に実施されており、今後も継続する必要がある。また、業務運営についても、法人化前と比較すると、業務の改善や効率化が着実に進められており、今後も継続する必要がある。

ただし、遅れの見られる一部の項目については、中期目標達成に向けて、取組を一層推進していく必要がある。

第3 保健大学に対する第三者機関による評価

1 青森県地方独立行政法人評価委員会による評価

(1) 平成20年度から22年度の業務実績評価

総評として、「各取組がほぼ計画どおり着実に実施されており、中期計画の目標達成に向けて順調な進捗状況にあると評価できる。一方で、年度計画を十分に実施していない取組も一部認められた。」と評価された。

(2) 平成23年度の業務実績評価

「年度計画については、ほぼ計画どおりに実施しており、中期計画も目標達成に向けて一部努力を要する事項が認められるものの、総じて、順調な進捗状況にあると評価できる。年度計画を十分に実施していないと判断される取組については、今後、積極的な取組や進め方等の見直しを強く求めるものである。また、年度計画と中期計画の整合性が図られていないものも認められる。この点については、次期中期目標・中期計画も見据えた適切な目標管理や実績の把握・分析を行い、真摯に対応されることを強く求めるものである。」「リベラルアーツ教育の重視など青森県立保健大学の特性を活かした取組を実施したこと等により、各種国家試験合格率及び就職率については高水準を維持しており、高い成果を上げたと認められる。」と評価されている。

また、組織、業務運営等については、「特に改善勧告を要する事項はない」と評価されている。

評価項目		評価			
		H20	H21	H22	H23
(1)	教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画(教育)	5	4	4	4
(2)	教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画(研究)	4	5	4	4
(3)	教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画(地域貢献)	4	4	4	4
(4)	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための計画	3	4	4	3
(5)	財務内容の改善に関する目標を達成するための計画	4	4	4	4
(6)	教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための計画	4	4	4	4
(7)	その他業務運営に関する重要目標を達成するための計画	4	4	3	4

5：中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。
4：中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある。
3：中期計画の達成に向けて概ね順調な進捗状況にある。
2：中期計画の達成のためには進捗がやや遅れている。
1：中期計画の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある。

(3) 評価結果に対する取組

年度計画については、中期計画との整合性を図り、修正を行った。

全般的には、見直しの結果、各取組が年度計画に基づき着実に実施されており、保健大学では、引き続き中期計画の目標達成に向けて取組を継続することとしている。

また、平成23年度までの進捗状況等に関し指摘を受けた項目については、進め方の見直しを行い、中期計画の目標達成に向けて取組を加速することとしている。

2 大学基準協会による大学評価

保健大学においては、平成21年に大学基準協会による大学評価を受審し、教育及び研究の状況について数点、改善の助言を受けたが、大学基準に適合しているとして、平成22年4月1日から平成29年3月31日までの認定を受けた。

個別には、国際化研究会等の開催、専門職教育課程の設置などといった点において優れていると評価された。

なお、助言を受けた地域連携・国際センター長、研究推進・知的財産センター長及び学部教授職との兼務については既に改善している。また、シラバスにおける記述内容・量の精粗や看護学分野及び社会福祉系教員の研究実績の改善、教員及び大学院学生の研究に関する備品や機器等の環境整備については、保健大学において改善の取組を進めている。

第4 第一期中期目標期間の総括と今後の法人の在り方

これまでの検討の結果をまとめると、以下のとおりである。

- ・保健大学が行っている業務は、引き続き保健大学において実施することが必要であり、組織体制は、公立大学法人化のメリットを活かした法人の自主的な運営が可能な現状の体制が効率的、かつ効果的。
- ・第一期中期目標に基づき保健大学が作成した中期計画は、着実に、かつ適切に実行されており、一部に遅れがみられるものの、今後も中期計画及び年度計画に真摯に取り組むとともに、業務運営体制の一層の充実・強化を図ることが必要。

以上の結果を踏まえ、第一期中期目標期間の最終年である現時点においては、保健大学の業務を継続させる必要性、組織の在り方、業務執行・業務運営等について、全体として適切かつ妥当なものと判断されるため、法第31条第1項に規定する「所要の措置」を講ずる必要性は認められない。

第一期中期目標において、達成に遅れが見られた一部の項目については、取組を一層推進していく必要があり、引き続き第二期中期目標に基づき着実に業務を行うことにより、今後も本県の目指す「命と暮らしを守る社会」の実現に向け、人材育成及び地域貢献活動を推進することが期待される。